

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①: 大学の目的(学部、学科又は課程等の目的を含む。)が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【観点到る状況】

本学は学則第 1 条において、「教育基本法及び学校教育法の精神に則り、総合大学として、知の創造、継承及び発展に努め、知的、道徳的及び応用的能力を備えた人材を育成することにより、地域と国際社会に貢献すること」を教育研究上の目的として定めている【資料 1-1-①-A】。知の創造、継承及び発展に努めるとともに、地域と国際社会への貢献を目的としており、学校教育法第 83 条の規定に適合している。さらに熊本大学概要においてはこの目的を熊本大学の理念として掲げ、それに基づいて、教育においては一般・専門教育の充実と創造性豊かな高度専門職業人や国際化に対応できる人材養成、研究においては国際的に卓越した先導的研究や独創的な学術研究の推進、地域・国際貢献においては学術文化の発信・交流を通じた地域の産業・文化の振興・向上と国際交流の推進、という目的・目標を定めている【資料 1-1-①-B】。各学部・学科等は、これらの理念・目的・目標を踏まえた上で、それぞれの特性に応じた教育研究上の目的を定めている【資料 1-1-①-C、D】。

資料 1-1-①-A 教育研究上の目的

本学学則：<http://kokai.jimu.kumamoto-u.ac.jp/~kisoku/act/frame/frame110000189.htm>

(教育研究上の目的)

第 1 条 熊本大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)及び学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号。以下「学教法」という。)の精神に則り、総合大学として、知の創造、継承及び発展に努め、知的、道徳的及び応用的能力を備えた人材を育成することにより、地域と国際社会に貢献することを目的とする。

出典：熊本大学学則から抜粋

資料 1-1-①-B 理念、目的及び目標

本学公式ウェブサイト：<http://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/gaiyo>

1. 熊本大学の理念

熊本大学は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、総合大学として、知の創造、継承、発展に努め、知的、道徳的及び応用的能力を備えた人材を育成することにより、地域と国際社会に貢献する。

2. 熊本大学の目的

(1) 教育

個性ある創造的人材を育成するために、学部から大学院まで一貫した理念のもとに総合的な教育を行う。学部では、幅広く深い教養、国際的対話力、情報化への対応能力及び主体的な課題探求能力を備えた人材を育成する。大学院では、学部教育を基盤に、人間と自然への深い洞察に基づく総合的判断力と国際的に通用する専門知識・技能とを身につけた高度専門職業人を育成する。また、社会に開かれた大学として、生涯を通じた学習の場を積極的に提供する。

(2) 研究

高度な学術研究の中核としての機能を高め、最先端の創造的な学術研究を積極的に推進するとともに、人類の文化遺産の豊かな継承・発展に努める。また、総合大学の特徴を活かして、人間、社会、自然の諸科学を総合的に深化させ、学際的な研究を推進することにより、人間と環境の共生及び社会の持続可能な発展に寄与する。

(3) 地域貢献・国際貢献

地方中核都市に位置する国立大学として地域との連携を強め、地域における研究中枢の機能及び指導の人材の養成機能を果たす。世界に開かれた情報拠点として、世界に向けた学術文化の発信に努めることにより、地域の産業の振興と文化の向上に寄与する。また、知的国際交流を積極的に推進するとともに留学生教育に努め、双方向的な国際交流の担い手の育成を目指す。

3. 熊本大学の目標

(1) 教育

①一般教育の充実

一般教育の内容、方法、教育環境及び実施体制について、全学的視点から絶えざる点検・評価、見直しを行い、社会の急激な変化や諸科学の高度化に対応し得るよう、広い視野に立ち、主体的に課題を探究し、総合的に判断する能力を涵養するとともに、幅広く深い教養、豊かな人間性、高い倫理観、社会的行動力を備えた人材の育成を目指す。

②専門教育の充実

学部専門教育においては、大学院教育との関連で教育内容を精査・整理し、学修目標を明確化するとともに、基礎的な専門学力の強化と専門知識・技術・技能の向上を図り、その専門性によって社会に貢献できる質の高い人材の育成を目指す。

③創造性豊かな高度専門職業人の養成

大学院においては、専門領域の学術を一層深く理解させるとともに、社会人のキャリア・アップ教育を含めて、高い専門性を持つ到達目標を設定し、深い洞察力と総合的な判断力によって学術研究の新たな地平を切り開く、個性と創造性豊かな、国際社会で活躍できる高度専門職業人の養成を目指す。

④国際化、情報化に柔軟に対応できる人材の育成

全ての教育課程において、国際的対話力や情報技術活用能力の向上を図るとともに、その教育環境を整備し、我が国の歴史や文化を踏まえながら、国際社会の多様な在り方を理解し、今日の世界が直面する課題の解決に向けて果敢に挑戦する人材の育成を目指す。

⑤社会に開かれた教育活動の推進

本学の教育目的を踏まえ、子供から高齢者まで幅広い年齢層の人々が本学の教育システム並びに多様な知的資産、知的資源を活用し、生涯を通じて自己啓発を行い、自己実現ができる機会と場を提供し、社会に開かれた教育活動を積極的に推進する。

(2) 研究

①国際的に卓越した先導的研究の推進

学術研究の中核としての役割を果たすため、適切な人的配置と財政的資源配分を行い、研究環境の整備を図るとともに、国際的な人的交流、学術連携・協力の環を広げ、世界をリードする特色ある先導的研究を推進する。

②個性と創造性のある研究の推進

自由な発想に基づく独創的な学術研究を進展させ、真理の探究、知の継承並びに高度の知識・技術・技能の発展に寄与するとともに、適切な評価に基づいて、継続性を必要とする基礎的・基盤的研究の継承と発展を図る。

③活力ある学際的研究の推進

生命倫理や地球環境問題等、多面的・総合的な視点からの究明や解決が必要な課題については、総合大学としての特徴を活かして、また、必要に応じて外部の関係機関と密接な連携・協力を図りながら、多様な領域を有機的に統合した研究組織を編成して、その課題の解明・解決に取り組む。

(3) 地域貢献・国際貢献

①地域社会への貢献

地域社会からの要請を的確に把握し、研究成果の公開、人的交流、諸施設の開放等を通して、産業創成、地域経済振興、教育及び文化の向上、医療・福祉の増進等に積極的に貢献するとともに、教育面における社会サービスの充実を図り、地域に開かれた大学としての役割を果たす。

②国際交流の推進

世界に開かれた情報拠点として、各国の大学や研究機関と学術的・文化的交流を積極的に推進するとともに、本学学生を国際社会に送り出し、留学生教育とその支援体制を充実することによって、学術文化の国際的発展に貢献する。

③情報公開を広報の推進

大学に対する社会的要請を常に把握しつつ、本学の理念、目的、目標、入学者受入方針、教育内容、研究内容、地域貢献・国際貢献の状況等、社会が求める情報を公表するとともに、地域社会と国際社会に向けて広範な広報活動を積極的に行う。

出典：熊本大学公式ウェブサイトにおける「大学概要」から抜粋

資料1-1-①-C 学部の目的の例：文学部の目的（例）

学部名	目的
文学部	(教育研究上の目的) 第1条の2 本学部の教育においては、教養教育を踏まえ、人文・社会科学の幅広い専門教育をとおして、理論的及び実践的能力と社会性を備えた人材を養成する。研究においては、人文・社会科学の創造的研究をとおして、地域社会及び国際社会に貢献する。

出典：文学部規則から抜粋

各学部の規則：<http://kokai.jimu.kumamoto-u.ac.jp/~kisoku/aggregate/catalog/index.htm>

資料 1-1-①-D 学科の目的の例：文学部総合人間学科の目的

学部等名		目的
文学部	総合人間学科	「人間」について理論的・実証的に考察し、また様々な地域事象や社会文化現象を体系的に捉えることで、現代社会が直面する諸問題に対応しうる能力を持った人材を育成します。

出典：文学部学生便覧から抜粋

各学科等の目的：<http://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/gaiyo/mokuteki>

【分析結果とその根拠理由】

本学は学則において教育研究上の目的を明確に定めており、その内容は教育基本法及び学校教育法第 83 条の趣旨に沿ったものとなっている。また、学則に定める教育研究上の目的に基づき、大学概要において理念、目的及び目標を定めており、さらに各学部・学科等は、大学の理念、目的等を踏まえた上で特性に応じた目的を定めている。

以上のことから、大学の目的が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

観点 1-1-②： 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

【観点到係る状況】

本学は大学院学則第 2 条において、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与すること」を教育研究上の目的として定めている【資料 1-1-②-A】。この目的は学校教育法第 99 条に適合した内容となっている。各研究科・専攻等は、この目的に基づき、それぞれの特性に応じた理念、目的及び目標を定めている【資料 1-1-②-B、C】。

資料 1-1-②-A 教育研究上の目的

大学院学則：<http://kokai.jimu.kumamoto-u.ac.jp/~kisoku/act/frame/frame110000190.htm>

(教育研究上の目的)

第 2 条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 前項の大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

3 研究科、研究部又は教育部の教育研究上の目的は、それぞれ研究科、研究部又は教育部の規則で定め、公表するものとする。

出典：熊本大学大学院学則から抜粋

資料 1-1-②-B 研究科の目的の例：社会文化科学研究科の目的

研究科等名	目的
社会文化科学研究科	(教育研究上の目的) 第2条 本研究科は、現代社会において、人文社会科学及び教授システム学等の知識とこれらを基盤とした実践知を駆使し、地域や行政・企業の多様な場で中核的人材として活躍する高度専門職業人を養成するとともに、学際領域を含む諸学の研究教育拠点として、日本の学術を牽引し、世界の知の発展に貢献する研究を推進し、これを担う研究者を養成することを目的とする。

出典：熊本大学大学院社会文化科学研究科規則から抜粋

各研究科等の規則：<http://kokai.jimu.kumamoto-u.ac.jp/~kisoku/aggregate/catalog/index.htm>

資料 1-1-②-C 専攻の目的の例：人間・社会科学専攻の目的

研究科等名	目的
社会文化科学研究科	人間・社会科学専攻 ＜博士後期課程＞ 博士前期課程の公共政策学専攻、法学専攻、現代社会人間学専攻を受けて、法学、政治学、経済学、経営学、コミュニケーション情報学、比較文化・社会論、倫理学、社会学、文化人類学、民俗学、地理学、言語学、哲学、心理学等各領域、及びそれらを融合して構築される諸領域において、学術研究の発展とその担い手を育成します。

出典：社会文化科学研究科学生便覧から抜粋

各研究科等の各専攻の目的：<http://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/gaiyo/mokuteki/daigakuin>

【分析結果とその根拠理由】

本学は大学院学則において教育研究上の目的を明確に定めており、その内容は教育基本法及び学校教育法第99条の趣旨に沿ったものとなっている。また各研究科・専攻等は、大学院学則に定める教育研究上の目的に基づき、それぞれの特性に応じた目的を定めている。

以上のことから、大学院の目的が学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 学則において、教育基本法及び学校教育法の趣旨に沿った教育研究上の目的を定め、それに基づき、大学概要において理念、目的及び目標を定めている。各学部・学科等は、その理念、目的及び目標を踏まえてそれぞれの特性に応じた目的を定めている。
- 大学院学則において、教育基本法及び学校教育法の趣旨に沿った教育研究上の目的を定めている。各研究科等は、その目的を踏まえてそれぞれの特性に応じた目的を定めている。

【改善を要する点】

- 該当なし。